

エコ通勤優良事業所認証制度の概要

1. 制度の趣旨・目的

エコ通勤に関する意識が高く、エコ通勤に関する取組みを自主的かつ積極的に推進している事業所、自治体を優良事業所として認証し、登録するとともに、その取組み事例を広く国民に周知することにより、エコ通勤の普及促進を図る。

2. 認証対象

全国の事業所（行政機関を含む）のうち、一定の基準を満たした事業所を対象とする。

- ①エコ通勤推進担当者が指名されていること
- ②従業員の通勤実態を把握していること
- ③エコ通勤に関する具体的な取組みを実施していること
- ④エコ通勤プランが作成されていること

※ また、特に顕著な功績のあった事業所については、国土交通大臣表彰（交通関係環境保全優良事業者等表彰）の推薦対象となる。

3. 認証機関

- ・公共交通利用推進等マネジメント協議会により、認証・登録を行う
- ・認証・登録にかかる費用は無料
- ・申請窓口は、地方運輸局等
- ・認証制度事務局は、国土交通省及び交通エコロジー・モビリティ財団

4. 有効期間

2年。1年ごとに取組み状況の報告を行い、2回（2年分）の報告の内容により、有効期間を2年延長する。